

私達 浜松市憲法を守る会は

大嘗祭について考えます。

☆日本国憲法（新憲法）が（昭和二十一年十一月三日に公布されて以降）二度目の大嘗祭を経験することになります。

☆「大嘗祭」とは「宗教上の儀式」で、新天皇がその年に収穫されたコメを神々に供え、自身も食し、五穀豊穡と国家安寧を祈る儀式とされています。今回は二〇一九年十一月十四日、十五日に実施されます。

☆問題は、この儀式のために公費をつぎ込むこと、つまり「国事行為」として行なうことは、憲法の「主権在民の原則」と「政教分離の原則」（憲法第二十条）を否定する憲法違反になるのではと考えられます。

☆安倍政権は「今回の大嘗祭を行うために多額の税金」を（前回は二十二億円超）つぎ込むと言われています。

☆秋篠宮さま（皇位継承第一位者）は「大嘗祭は宗教色が強いもので国費で賄うことが適当かどうか、できる範囲で身の丈に合った儀式にすることが本来の姿」だと話されています。（二〇一八年十月二十二日発言）

☆憲法の定めた、天皇の国事行為（憲法第六条・第七条）には大嘗祭は含まれていません。

☆政教分離のたてまえから、新皇室典範には大嘗祭の規定はありません。

私達は、やはり、憲法違反の

国事行為としての（大嘗祭）には反対です。

二〇一九年十一月一日（日）護憲平和行進（通算633回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

